

松浦市監査委員公表第8号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

# 措置通知書

税 務 課

指摘等を受けた事項	措 置 状 況
<p>(1)収入事務</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>郵便により請求された税務諸証明にかかる手数料分の定額小為替8,050円分がレジに保管されていた。聞き取りにより、郵便局に換金に行く周期等は決められていないようであった。長期間レジに保管するべきものではないと思われることから、定額小為替の取扱い(換金時期等)にかかるマニュアル整備を検討されたい。また、会計課より借用している窓口用釣銭の額についても妥当か検討されたい。</p>	<p>定額小為替については、会計課から借用している釣銭の内額となっており、定額小為替で支払われる諸証明の郵便請求における定額小為替での釣銭を兼ねています。</p> <p>換金については、現状ではおよそ1万円未満の額で換金していますが、その取扱いにかかるマニュアルは指摘のとおり未整備となっているため、別紙のとおりマニュアルを整備しました。今後はこのマニュアルに従い事務の適正化に取り組むよう周知徹底いたしました。</p> <p>なお、会計課から借用している窓口用釣銭の額については、窓口での1万円札での支払いに対応する必要があり、3万円の釣銭で適正と考えます。またその旨同マニュアルに記載しています。</p>
<p>(2)支出事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>会計年度任用職員の旅費について、費用弁償ではなく、普通旅費で支出していた。</p> <p>松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき処理されたい。</p>	<p>指摘に従い細節を新設して支出振り替え処理を行いました。また今後は松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>(3)契約事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>年度開始前の見積り執行について            新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積り合わせが、旧年度でなされていたものがあった。契約の準備行為としての見積書徴取は差し支えないが、見積り合わせは、地方自治法第232条の3で定める支出負担行為の一連の手続きであり、予算執行に含まれると解されていることから、新年度において事務処理を行われたい。</p>	<p>失念しておりました。再発防止に向けて、会計年度独立の原則と、4月1日から契約が必要な案件については、予定価格調書の作成以降は新年度で行うよう改めて周知徹底いたしました。</p>
<p>(4)庶務・文書管理事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>納税組合解散届及び納税組合員等異動届について、係員のみのお供覧で処理されていたが、松浦市納税組合育成奨励金交付規則第8条において、解散等は市長にその旨を届け出なければならないと規定されている。松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>納税組合解散届等については、税務課だけでなく、長寿介護課及び健康ほけん課と情報を共有しています。</p> <p>これまで各課の係員のみのお供覧となっておりましたので、課長、課長補佐の押印欄を新たに設け、松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理してまいります。</p>

# 措置通知書

税 務 課

指摘等を受けた事項	措 置 状 況
<p>【指導事項】 被服貸与簿について 今年度他課へ異動した職員の貸与品について、異動先が貸与を受けない職であるにもかかわらず、移管処理をしていた。松浦市職員被服貸与規程第4条第2項の規定に基づき処理されたい。</p>	<p>指摘に従い、異動先が被服貸与を受けない職となっている職員について、貸与品を確認した結果、返還させ別の職員に貸与することができない程度の経年劣化を確認したため、返還を求めず経年劣化によるき損としました。 今後は、松浦市職員被服貸与規程に基づき、適正に処理するよう周知徹底いたしました。</p>
<p>(5).その他 【指導事項】 ア 固定資産税の減免処理について 自治公民館やその敷地などの固定資産税の減免について、新規案件については減免の決裁文書があったが、継続案件についてはなかった。内規において翌年度以降の申請を必要としないとされているが、継続案件についても用途等を調査確認のうえ、毎年度減免することの決裁を受け処理されたい。</p>	<p>令和2年11月27日付で自治公民館等の継続減免について、用途等に変更がないか調査確認の上決裁を受けました。翌年度以降も、年度の当初に調査確認の上で、決裁を受け処理するよう徹底いたします。</p>
<p>イ 税務諸証明交付・閲覧申請について 提出された申請書および委任状について、申請日等が記入されていないものなど書類上不備のあるものが見られた。</p>	<p>窓口で交付申請を受け付ける際に十分確認するとともに、レジ締め後の回覧においてチェックを行うよう改め、この取り扱いについて周知徹底いたしました。</p>